

# 農業委員会への申請時

「登記事項証明書」の添付が省略できるようになりました。

令和8年4月

令和8年4月1日より、東彼杵町農業委員会では「**登記情報連携システム**」を導入しました。

これにより、登記事項証明書を添付することなく手続きが可能となりました。

## 対象となる手続き

- ・農地法第3条（権利移動）の許可申請
  - ・農地法第4条・第5条（農地転用）の許可申請・届出
  - ・その他、農業委員会が受理する各種証明・届出
- ※法人の場合は、法人登記事項証明書も省略可能

## 省略できる書類

- ・対象地の「土地全部事項証明書（登記簿謄本）」
- ・申請者の「法人登記事項証明書」

従来通りの方法である

- ①法務局で取得
  - ②登記情報提供サービスでの取得
- でもお手続きは可能です。

